平成２４年（フ）第２４３号
仙台市若林区五橋３丁目６番10―105号
債務者　羽田　健一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
宮城県多賀城市中央２丁目18番５号
債務者　渡部　和幸
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　達朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
宮城県宮城郡松島町幡谷字沼田24番地
債務者　後藤　　忍
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　尚文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
岡山市北区津島笹が瀬６番７号
債務者　河原　一郎
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８７号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目９番29―３号
債務者　キシモトこと　岸本　健二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０８号
高知県香美市土佐山田町中野40番地
債務者　近森　辰夫
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６１号
高知市神田2256番地４
債務者　井上　勝実
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６２号
高知市神田2256番地４
債務者　井上　峰子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市本名町2280番地９
債務者　前田ちえみ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆野貴昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１４号
愛知県一宮市光明寺字古屋敷49番地２
債務者　髙木　園美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４５号
岐阜県揖斐郡池田町本郷442番地の33
債務者　長屋　始人
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
長崎県大村市協和町703番地２　ガーデンコート協和Ａ103号、前住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1192番地２
債務者　福永　建次
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
長崎県諫早市原口町690番地７　コーポ松尾１号室、前住所長崎県諫早市原口町690番地
債務者　松尾　祐生
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
長崎県大村市大川田町915番地１　ソレイユ２号、前住所長崎県大村市小路口本町363番地
債務者　荒木　美波
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
山形県米沢市東大通３丁目10番25号
債務者　行方　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６９５号
さいたま市桜区道場３丁目４番１―205号
債務者　佐賀　正則
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９００号
埼玉県鴻巣市本町１丁目５番20―204号　グランスイート鴻巣
債務者　横山　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
新潟県長岡市島崎13―１、住民票上の住所新潟県長岡市東保内2016番地３
債務者　加勢　末男
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係